

別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随 意 契 約 を 締 結 し た 日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契 約 金 額	随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由	その他必要な事項 (備 考)
診療報酬改定及び DPC様式調査の 対応等に伴うス テム変更	事務部 会計課 大田区中央4-30-1	平成28年10月3日	日本電気(株) 港区芝5-7-1	3,240,000円	契約業者は、当該システム の設置業者であり、変更 における必要な技術・能力を 有するのは契約業者のみで あることから、契約の性質 又は目的が競争を許さない 場合に該当するため (日本赤十字社会計規則第 36条第3項)	
3階婦人科病棟用 生体情報モニタの 更新	事務部 会計課 大田区中央4-30-1	平成28年10月5日	日本光電東京(株) 品川区東五反田 1-11-15	1,566,000円	当該機器が修理不能とな り、緊急購入が必要なこと から、緊急の必要により競 争に付することができない 場合に該当するため (日本赤十字社会計規則第 36条第3項)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。